

陳情第12号

2021年2月8日の議会運営委員会における条例違反の「予算委員会傍聴禁止」の決定の誤りを認め、これを撤回し、市民に謝罪することを求める陳情書

(陳情要旨)

2021年2月8日議会運営委員会で決定した予算委員会での「市民傍聴禁止」は流山市議会基本条例第17条「委員会は委員会条例に定めるところにより公開しなければならない」及び流山市委員会条例第19条「委員会はこれを公開とする」に明らかに違反する。

なお議会運営委員会議事録によると「市民に遠慮していただく」とかの外的議論になっている。傍聴は議員によって市民に与えられる恩恵ではない。BSフジのニュースでも特集を組まれたことがあったが傍聴は市民が議会を監視する権限であり、本会議でも委員会でも同じである。本会議は市民は傍聴を禁止できないが委員会は委員長の権限でできるとか、法的根拠のない慣習もしくは勝手な解釈によって議論がなされている。「予算委員会」というきわめて重要な委員会の市民の傍聴禁止は地方自治の基本的な理念の理解がないと考えざるを得ない。なお予算委員会が密になってコロナ対策のためといういいわけをしているが、東葛飾他市の議会では「人数制限」とかの処置はあるものの、市民傍聴自体は禁止しているところはない。議員と職員の出席のみで、市民排除では「談合」「なれあい」の可能性があるから「傍聴は市民の監視が必要」として認められているのである。この会議録では、幾分疑問や議論はあったものの、議員の誰1人として議会基本条例を理解した上での反対はないことは驚くべきことである。

よってこの議決を行った当時の議会運営委員は誤りを認め市民に謝罪することを求める。

(項目)

- 1 当時の議会運営委員は決定の誤りを認めること
- 2 市民に謝罪して、公表すること

2020年度議会運営委員会議員

海老原功一、近藤美保、戸辺滋、森田洋一、森亮二、藤井俊行、
小田桐仙各議員

参考資料

コロナ災禍における 東葛6市議会運営委 状況	市民傍聴禁止	市民の議会図 書館使用禁止
柏	人数制限のみ	なし
松戸	なし	なし
我孫子	人数制限のみ	なし
鎌ヶ谷	なし	なし
野田	人数制限のみ	なし
流山	市民傍聴禁止あり	あり

2022年5月16日

陳情者



流山市議会議長 森 亮二 様